



県章

山形県公報

平成27年3月20日(金)

第2631号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……333
- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(市 町 村 課) ……同
- 住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……334
- 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……同
- 山形県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則……………(子育て支援課) ……同
- 山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……344
- 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康長寿推進課) ……345
- 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……347
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……357
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……358
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……359
- 山形県立農業大学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……360
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則……………(都市計画課) ……同
- 山形県道路占用規則の一部を改正する規則……………(道路整備課) ……同

告 示

- 昭和49年10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等)の一部改正……………(水大気環境課) ……361
- 山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間……………(みどり自然課) ……同
- 山形県志津野営場の休場日及び利用時間……………(同) ……同
- 山形県志津野営場の利用料金……………(同) ……同
- 山形県男女共同参画センターの休館日……………(若者支援・男女共同参画課) ……362
- 山形県男女共同参画センターの利用料金……………(同) ……同
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所……………(健康福祉企画課) ……363
- 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更……………(同) ……366
- 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域保健福祉課) ……367
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（同）…368
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………（同）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…369
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………（同）…同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部改正……………（工業戦略技術振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…370
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…371
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…372
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
- 山形県土地利用基本計画の変更……………（同）…373
- 都市計画事業の変更の認可……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………（同）…同
- 同……………（同）…374
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課）…同
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同）…375
- 山形県生涯学習センターの休館日……………（教育庁）…同
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………（同）…同

議 会 関 係

規 則

- 山形県議会議規則の一部を改正する規則……………378

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則……………379

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（河川課）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…380
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…同
- 裁決手続開始の決定……………（収用委員会）…381

正 誤

規 則

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

特別職の職員に対する退職手当の特例に関する規則（平成19年3月県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「規定又は」を「規程又は」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号中「一般職員となった」を「山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号。以下「一般職の条例」という。）第2条第2項に規定する職員（以下「一般職員」という。）となった」に改め、同号を同条第2号とし、同条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「第55条」を「第8条第3項」に、「国家公務員退職手当法」を「国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）」に改め、「以下「一般地方独立行政法人等」という。」を削り、同号を同条第3号とし、同条第8号及び第9号を削る。

第3条中「掲げる者の区分に応じ、当該各号に」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 副知事等としての在職期間（次号に規定する期間を除く。）について条例第3条及び第4条の規定により計算して得た額
- (2) 副知事等となる直前の特定地方公務員又は一般職員を退職した日に受けていた給料月額又は給与のうちこれに相当するもの及び前条各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める勤続期間を基礎として一般職の条例の規定の例により計算して得た額

附 則

（施行期日）

- この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日において改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長が在職しない場合には、この規則は、同日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の日前に在職した山形県教育委員会の教育長であって、この規則による改正前の第2条第1号、第2号、第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる者に該当するものに対する改正後の同条及び第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第1項の表第12項第16号」を「第2条第1項の表第12項第18号」に改め、同表第2項中「第2条第1項の表第23項第2号」を「第2条第1項の表第24項第2号」に改め、同表第3項中「第2条第1項の表第25項第25号」を「第2条第1項の表第26項第25号」に改め、同表第4項中「第2条第1項の表第28項第3号」を「第2条第1項の表第29項第3号」に改め、同表第5項中「第2条第1項の表第38項第11号」を「第2条第1項の表第39項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第39項第7号」を「第2条第1項の表第40項第

7号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第1項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同項第2号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項第2号及び別表第6の付表第1号ロ(ロ)中「保育所」を「保育所及び幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県幼保連携型認定こども園の認可手続等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の認可の手続等に関し、法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（書類の様式）

第2条 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 法第16条又は法第34条第3項の規定による設置の届出書 幼保連携型認定こども園設置届出書（別記様式第1号）
- (2) 法第16条の規定による廃止又は休止の届出書 幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（別記様式第2号）
- (3) 法第16条の規定による設置者の変更の届出書 幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（別記様式第3号）
- (4) 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請書 幼保連携型認定こども園設置認可申請書（別記様式第4号）

- (5) 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請書 幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（別記様式第5号）
- (6) 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請書 幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（別記様式第6号）
- (7) 法第19条第2項に規定する身分を示す証明書 身分証明書（別記様式第7号）
- (8) 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による変更の届出書 幼保連携型認定こども園変更届（別記様式第8号）
（報告の徴収）

第3条 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（別記様式第9号）を毎年6月30日までに提出することにより行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記
様式第1号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園設置届出書

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条（第34条第3項）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設置する施設	目 的			
	名 称			
	所 在 地			
	連 絡 先	電 話 番 号		
		ファックス番号		
電子メールアドレス				
長 の 氏 名				
開設の時期	年 月 日			
利用定員		満3歳未満の者	満3歳以上の者	合 計
	保育を必要とする子どもの数			
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数			
教育又は保育の目標及び理念 教育又は保育のねらいと内容の概要	教育又は保育の目標及び理念			
	教育又は保育のねらいと内容の概要			
	開園日数及び時間	開園日数 年間 日 開園時間 平日 時 分～ 時 分 (保育を必要とする子ども以外の子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分) 土曜日 時 分～ 時 分 (保育を必要とする子ども以外の子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分) その他 時 分～ 時 分 (保育を必要とする子ども以外の子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分) 休園日 毎週 曜日、月 日～ 月 日 保育を必要とする子ども以外の子どもに対する長期休暇 月 日～ 月 日、月 日～ 月 日、月 日～ 月 日		
子育て支援事業の概要				
備考				

(注) 1 利用定員の弾力化による受入れを行う場合には、その旨を備考欄に記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 届出者が市町村の場合は幼保連携型認定こども園の設置に関する条例、公私連携法人の場合は定款又は寄附行為及び市町村との協定書の写し並びに登記事項証明書
- (2) 幼保連携型認定こども園の長の履歴書
- (3) 教育又は保育の目標及び主な内容に関する資料
- (4) 教育及び保育に直接従事する者等の配置及び資格に関する資料
- (5) 園地、園舎その他設備の規模及び構造に関する図面等
- (6) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (7) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類

様式第2号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地	〒	
施設 の 連 絡 先	電 話 番 号	
	フ ァ ッ ク ス 番 号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	
施設 の 長 の 氏 名		
開 設 年 月 日	年 月 日	
廃 止（休 止）の 理 由		
園 児 の 処 置 方 法		
廃 止 の 期 日 又 は 休 止 の 予 定 期 間		
財 産 の 処 分 (廃 止 の 場 合)		

様式第3号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
(変更前) 名称
代表者氏名
(記名押印又は署名)

主たる事務所の所在地
(変更後) 名称
代表者氏名
(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

		変 更 前	変 更 後
設 置 者 の 名 称			
設 置 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		〒	〒
施 設 の 目 的			
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地		〒	〒
施設の 連絡先	電 話 番 号		
	フ ァ ッ ク ス 番 号		
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
施 設 の 長 の 氏 名			
開 設 年 月 日			年 月 日
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日			年 月 日

添付書類

- 1 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の設置に関する条例又は定款若しくは寄附行為及び市町村との協定書の写し並びに登記事項証明書
- 2 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造に関する図面等
- 3 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- 4 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

様式第4号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

設置する施設	目 的			
	名 称			
	所 在 地			
	連 絡 先	電 話 番 号		
		ファックス番号		
電子メールアドレス				
長 の 氏 名				
開 設 の 時 期	年 月 日			
利 用 定 員		満3歳未満の者	満3歳以上の者	合 計
	保育を必要とする子どもの数			
	保育を必要とする子ども以外の子どもの数			
教育又は保育の目標及び理念	教育又は保育の目標及び理念			
	教育又は保育のねらいと内容の概要			
	開園日数及び時間	開園日数 年間 日 開園時間 平日 時 分～ 時 分 (保育を必要とする子ども以外の子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分) 土曜日 時 分～ 時 分 (保育を必要とする子ども以外の子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分) その他 時 分～ 時 分 (保育を必要とする子ども以外の子どもに対する保育時間 時 分～ 時 分) 休園日 毎週 曜日、月 日～ 月 日 保育を必要とする子ども以外の子どもに対する長期休暇 月 日～ 月 日、月 日～ 月 日、月 日～ 月 日		
子育て支援事業の概要				
備 考				

(注) 1 利用定員の弾力化による受入れを行う場合には、その旨を備考欄に記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 幼保連携型認定こども園の長の履歴書
- (3) 教育又は保育の目標及び主な内容に関する資料
- (4) 教育及び保育に直接従事する者等の配置及び資格に関する資料
- (5) 園地、園舎その他設備の規模及び構造に関する図面等
- (6) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (7) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類

様式第5号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地	〒	
施 設 の 連 絡 先	電 話 番 号	
	フ ァ ッ ク ス 番 号	
	電 子 メール ア ド レ ス	
施 設 の 長 の 氏 名		
認 可 年 月 日 及 び 認 可 番 号	年 月 日 指 令 第 号	
廃 止 (休 止) の 理 由		
園 児 の 処 置 方 法		
廃 止 の 期 日 又 は 休 止 の 予 定 期 間		
財 産 の 処 分 (廃 止 の 場 合)		

様式第6号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
(変更前) 名称
代表者氏名
(記名押印又は署名)

主たる事務所の所在地
(変更後) 名称
代表者氏名
(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

		変 更 前	変 更 後
設 置 者 の 名 称			
設 置 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		〒	〒
施 設 の 目 的			
施 設 の 名 称			
施 設 の 所 在 地		〒	〒
施設の 連絡先	電 話 番 号		
	フ ァ ッ ク ス 番 号		
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス		
施 設 の 長 の 氏 名			
認 可 年 月 日 及 び 認 可 番 号		年 月 日 指 令 第 号	
変 更 の 理 由			
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	

添付書類

- 1 変更前及び変更後の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造に関する図面等
- 3 変更前及び変更後の幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- 4 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

様式第7号

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

山形県知事

印

(裏面)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

(報告の徴収等)

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(縦9センチメートル、横5.5センチメートル)

様式第8号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園変更届

下記の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項）に規定する事項を変更したいので、同項の規定により届け出ます。

記

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地	〒	
施 設 の 連 絡 先	電 話 番 号	
	フ ァ ッ ク ス 番 号	
	電 子 メール ア ド レ ス	
認 可 年 月 日 及 び 認 可 番 号 (市町村又は公私連携法人に あつては開設年月日)	年 月 日 指 令 第 号	
変 更 す る 事 項		
変 更 の 内 容		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

添付書類

変更事項に関する内部規程等の関係書類

様式第9号

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

下記の施設に係る運営状況について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、報告します。

記

施設 の 名 称				
施設 の 所 在 地	〒			
施設 の 連 絡 先	電 話 番 号			
	フ ァ ッ ク ス 番 号			
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス			
認可年月日及び認可番号 (市町村又は公私連携法人に あっては開設年月日)	年 月 日 指 令 第 号			
報告の前日において 保育している子どもの数		満3歳未満の者	満3歳以上の者	合 計
	保育を必要とする 子 ども の 数			
	保育を必要とする子ど も以外の子どもの数			

添付書類

- 1 教育又は保育の目標及び主な内容に関する資料
- 2 教育及び保育に直接従事する者等の配置及び資格に関する資料
- 3 園地、園舎その他設備の規模及び構造に関する図面等
- 4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- 5 経費の見積り及び維持方法を記載した書類

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則（平成18年10月県規則第113号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県認定こども園の認定手続等に関する規則

第1条を次のように改める。

第1条 この規則は、認定こども園（山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号。以下「条例」という。）第2条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の認定の手続等に関し、就学

前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条第3号中「第7条第1項」を「第29条第1項」に改める。

第3条中「第6条第1号」を「第28条第1号」に改め、同条第3号中「幼保連携施設（同号ロ）を「連携施設（同条第3項に規定する連携施設をいい、同条第4項第1号ロ）」に、「幼保連携施設を」を「連携施設を」に改める。

第4条中「第8条第1項」を「第30条第1項」に改める。

別記様式第1号の注書以外の部分中「定員」を「利用定員」に、「に欠ける」を「を必要とする」に、「に欠けない」を「を必要とする子ども以外の」に、「教育及び」を「教育又は」に、「並びに」を「及び」に改め、同様式の注書第1項中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同注書第2項中「定員」を「利用定員」に改め、同注書第3項第4号中「及び」を「又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記様式第3号中「第7条第1項」を「第29条第1項」に改める。

別記様式第4号中「第8条第1項」を「第30条第1項」に、「に欠ける」を「を必要とする」に、「に欠けない」を「を必要とする子ども以外の」に、「教育及び」を「教育又は」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記様式第5号中「山形県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する規則」を「山形県認定こども園の認定手続等に関する規則」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「条例第6条第3項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「又は指定介護予防訪問介護」を「又は当該第1号訪問事業」に改め、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第57条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容との整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第93条第1項から第4項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第66条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者」を「条例第62条第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「又は指定介護予防通所介護」を

「又は当該第1号通所事業」に改める。

第72条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第72条の2 指定通所介護事業者は、条例第69条の2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第73条第5号中「次条において準用する第30条第1項」を「前条第1項」に改める。

第74条中「第31条まで」を「第29条まで、第31条」に改める。

第86条第6号中「第30条第1項」を「第72条の2第1項」に改める。

第87条中「第31条まで」を「第29条まで、第31条」に、「、第71条及び第72条」を「及び第71条から第72条の2まで」に改める。

第88条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「条例第82条第3項に規定する第1号通所事業」に、「又は基準該当介護予防通所介護」を「又は当該第1号通所事業」に改める。

第90条中「第31条まで」を「第29条まで、第31条」に改める。

第93条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容との整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合は、第57条第1項から第4項までに規定する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第112条に次の1項を加える。

2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年3月県条例第22号）第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定に関わらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第128条中「読み替える」を「、第112条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替える」に改める。

第151条第2項第2号イ中「、利用者」を「、利用者の数」に、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1」を削る。

第155条を次のように改める。

第155条 削除

第167条第8号を削る。

第175条第10号を削る。

第176条中「第154条」を「第154条、第156条」に改める。

第182条の見出し中「確保」を「確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の修得等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第72条の次に1条を加える改正規定、第73条第5号、第74条、第86条第6号、第87条及び第90条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第

83号。以下「整備法」という。）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この規則による改正前の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 3 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧規則第66条第1項第3号及び第88条第1項第3号の規定は、なおその効力を有する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号）の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

- 目次中 第1節 指定介護予防訪問介護（第3条―第33条）を「第2章 削除」に、
第2節 基準該当介護予防訪問介護（第34条―第36条）」

「第7章 介護予防通所介護

- 第1節 指定介護予防通所介護（第69条―第79条）を「第7章 削除」に改める。
第2節 基準該当介護予防通所介護（第80条―第82条）」

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第3条から第36条まで 削除

第37条の次に次の11条を加える。

（内容及び手続の説明及び同意）

第37条の2 条例第26条の2の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第27条に規定する規程の概要
- (2) 介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制
- (3) 苦情への対応方法
- (4) 事故発生時の対応方法
- (5) 利用料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの提供に資すると認められる重要事項

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、条例第26条の2の規定による文書の交付に代えて、第5項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第37条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第37条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第37条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援更新認定の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第37条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第37条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

第37条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

第37条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

第37条の10 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第37条の11 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第37条の12 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第38条第1項中「に該当する」を「（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）に該当する」に、「から当該」を「（法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第38条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第38条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由がなく、指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたとき又は認められるとき又は要介護状態になったときと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第41条の次に次の8条を加える。

（勤務体制の確保等）

第41条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（揭示）

第41条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第37条の2第1項各号に掲げる重要事項を掲示しなければならない。

（広告）

第41条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）

第41条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情への対応）

第41条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第27条の4の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第27条の4の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

（地域との連携）

第41条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第41条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、条例第27条の5の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第41条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第42条第1号中「第44条において準用する第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第2号中「第44条において準用する第18条」を「第38条の3」に改め、同条第3号中「第44条において準用する第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第4号中「第44条において準用する第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第46条中「第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第18条、第23条から第30条まで、第38条（第1項を除く。）及び第39条」を「第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の12まで、第38条（第1項を除く。）及び第38条の2」に、「第4条第1項第1号中「第11条」とあるのは「第35条において準用する条例第27条」と、同項第2号及び第13条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第14条第1項を「第37条の12第1項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第16条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第23条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と」を削り、「基準該当訪問入浴介護」を「基準該当介護予防訪問入浴介護」に、「読み替える」を「第38条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替える」に改める。

第47条第1項第1号イ中「で」を「（当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で」に改める。

第54条第4号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第5号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第6号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第7号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第57条中「第4条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第18条、第23条から第30条まで及び第40条」を「第37条の2、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8から第37条の12まで、第38条の2、第38

条の3、第40条、第41条の2から第41条の9までに、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条中」を「第37条の6中」に、「第13条及び第23条」を「第37条の11及び第41条の2」に改める。

第60条第2号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第3号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第4号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第5号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第61条第1項第1号中「を通じる」を「又はリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第88条第1項第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じる」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「まで」を「まで及び前項」に、「同項第12号」を「第1項第12号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容との整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第88条第1項第2号から第5号までに規定する基準を満たすことをもって、前項第2号から第5号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第62条中「第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第18条、第23条、第24条、第26条から第30条まで、第40条」を「第37条の2から第37条の6まで、第37条の8から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで」に、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条中」を「第37条の6中」に、「第13条及び第23条」を「第37条の11及び第41条の2」に改める。

第66条第1号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第2号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第3号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第4号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第68条中「第4条から第8条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第23条、第24条、第26条から第30条まで、第40条」を「第37条の2から第37条の6まで、第37条の9、第37条の11、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の2、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで」に、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条中」を「第37条の6中」に、「第13条中」を「第37条の11中」に、「第23条中」を「第41条の2中」に改める。

第7章を次のように改める。

第7章 削除

第69条から第82条まで 削除

第84条の次に次の2条を加える。

（利用料等の受領）

第84条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第118条の2第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第84条の3 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第86条の次に次の2条を加える。

（勤務体制の確保等）

第86条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、介護予防通所リハビリテーション従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第86条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第87条第2号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第3号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第4号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第5号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第88条第1項第1号中「を通じる」を「又はリハビリテーション会議を通じる」に改め、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「まで」を「まで及び前項」に、「同項第11号」を「第1項第11号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標と当該目標を踏まえて提供するリハビリテーションの内容との整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合は、第61条第1項第2号から第5号までに規定する基準を満たすことをもって、前項第2号から第5号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第89条第1号中「において」を「(指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において」に改める。

第91条中「第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第18条、第19条、第24条、第26条から第30条まで、第49条、第71条、第73条及び第74条」を「第37条の2から第37条の6まで、第37条の8から第37条の10まで、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで及び第49条」に、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「同項第2号中「訪問介護員等」を「同項第2号中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第8条中」を「第37条の6中」に、「第19条「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第73条第2項中「第62条第1項に規定する介護予防通所介護従業者（以下この条において「介護予防通所介護従業者」という。）」とあるのは「介護予防通所リ

ハビリテーション従事者」と、同条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」を「第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第86条各号」に改める。

第93条第1項第2号イ及びロ中「第66条」を「第79条の2」に改める。

第99条に次の1項を加える。

- 2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第101条第2号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第4号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第5号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第6号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第109条中「第4条（第1項を除く。）、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第18条、第24条から第30条まで、第40条及び第73条」を「第37条の2（第1項を除く。）、第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3から第41条の9まで及び第86条の2」に、「第24条中「第4条第1項各号」を「第41条の3中「第37条の2第1項各号」に、「第73条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第86条第1項」と、同項及び同条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「」を「第86条の2第2項及び第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第86条第1項に規定する」に改める。

第110条第1項第2号イ及びロ中「第66条」を「第79条の2」に改める。

第119条中「第73条」を「第86条の2」に改める。

第120条第4項及び第122条（見出しを含む。）中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第123条中「第4条（第1項を除く。）、第5条から第8条まで、第11条、第14条、第16条、第18条、第24条から第30条まで、第40条、第73条」を「第37条の2（第1項を除く。）、第37条の3から第37条の6まで、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3から第41条の9まで、第86条の2」に、「第14条中」を「第37条の12中」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に、「第16条中」を「第38条の2中」に、「指定介護予防訪問介護」とあるのは「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「に、「第24条中「第4条第1項各号」を「第41条の3中「第37条の2第1項各号」に、「第73条第2項中「第62条第1項」とあるのは「第105条第1項」と、同項及び同条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「」を「第86条の2第2項及び第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第105条第1項に規定する」に改め、「第94条第1号中「第92条」とあるのは「第109条において準用する条例」とを削り、「前項」とを「前項」と、第99条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」とに改める。

第130条第2号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第4号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第5号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第6号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第137条中「第4条（第1項を除く。）、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第18条、第24条、第26条から第30条まで、第40条、第73条」を「第37条の2（第1項を除く。）、第37条の3から第37条の6まで、第37条の8、第37条の9、第37条の12、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の3、第41条の5から第41条の9まで、第86条の2」に、「第24条中「第4条第1項各号」を「第41条の3中「第37条の2第1項各号」に、「第73条第2項中「第62条第1項に規定する介護予防通所介護従業者（以下この条において「介護予防通所介護従業者」という。）を「第86条の2第2項及び第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改め、「同条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」とを削る。

第146条中「第73条」を「第86条の2」に改める。

第147条第1項第2号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号イ中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「が3」を「及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3」に改め、「並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその

端数を増すごとに1以上」を削る。

第151条を次のように改める。

第151条 削除

第158条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改め、同号を同条第7号とする。

第164条中「第4条（第1項を除く。）、第6条、第7条、第16条、第18条、第24条から第30条まで、第39条、第40条」を「第37条の2（第1項を除く。）、第37条の4、第37条の5、第38条の2から第40条まで、第41条の3から第41条の9まで」に改め、「、第24条中「第4条第1項各号」とあるのは「第149条各号」と」を削り、「読み替える」を「、第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第149条各号」と読み替える」に改める。

第169条第2項中「指定介護予防サービス事業者又は」を「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは」に、「でなければならない」を「又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない」に改め、同条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「とする」を「並びに第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）に係るサービスとする」に改め、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第170条第4号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第5号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第6号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改め、同条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第172条中「第4条（第1項を除く。）、第6条、第7条、第16条、第18条、第24条から第30条まで、第39条、第40条」を「第37条の2（第1項を除く。）、第37条の4、第37条の5、第38条の2から第40条まで、第41条の3から第41条の9まで」に改め、「、第24条中「第4条第1項各号」とあるのは「第167条各号」と、第25条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と」を削り、「第152条第2項」を「第41条の3中「第37条の2第1項各号」とあるのは「第167条各号」と、第41条の4中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第152条第2項」に改める。

第177条の見出し中「確保」を「確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の修得等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第179条中「第4項第1項各号」を「第37条の2第1項各号」に改める。

第180条第2号中「第14条第2項」を「第37条の12第2項」に改め、同条第4号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第5号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第6号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第182条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第183条中「第4条から第14条まで、第16条、第18条、第25条から第30条まで、第40条並びに第73条第1項及び第2項」を「第37条の2から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の4から第41条の9まで並びに第86条の2第1項及び第2項」に、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第5条」を「第37条の3」に、「第9条第2項」を「第37条の7第2項」に、「第13条」を「第37条の11」に、「第14条第1項」を「第37条の12第1項」に、「第16条中」を「第38条の2中」に、「第73条第2項中「条例第62条第1項に規定する介護予防通所介護従業者（以下この条において「介護予防通所介護従業者」という。）」を「第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第185条中「第4条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第18条、第25条から第30条まで、第40条、第73条第1項及び第2項」を「第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の12まで、第38条の2、第38条の3、第40条、第41条の4から第41条の9まで、第86条の2第1項及び第2項」に、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第5条」を「第37条の3」に、「第9条第2項」を「第37条の7第2項」に、「第13条」を「第37条の11」に、「第14条第1項」を「第37条の12第1項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第16条中」を「第38条の2中」に、「第73条第2項中「条例第62条第1項に規定する介護予防通所介護従業者（以下この条において「介護予防通所介護従業者」という。）」を「第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

第190条第3号中「第18条」を「第38条の3」に改め、同条第4号中「第27条第1項」を「第41条の6第1項」に改め、同条第5号中「第29条第1項」を「第41条の8第1項」に改める。

第193条中「第4条から第9条まで、第11条から第13条まで、第18条、第25条から第30条まで、第40条、第73条第1項及び第2項」を「第37条の2から第37条の7まで、第37条の9から第37条の11まで、第38条の3、第40条、第41条の4から第41条の9まで、第86条の2第1項及び第2項」に、「第4条第1項第1号中「第11条」を「第37条の2第1項第1号中「第27条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第5条」を「第37条の3」に、「第9条第2項」を「第37条の7第2項」に、「第13条中」を「第37条の11中」に、「第73条第2項中「条例第62条第1項に規定する介護予防通所介護従業者（以下この条において「介護予防通所介護従業者」という。）」を「第86条の2第2項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」に改める。

附則に次の2項を加える。

（介護予防訪問介護に関する特例）

13 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第3条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「第2項」とあるのは、「山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第30号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第3条第2項」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問介護事業所」と読み替えるものとする。

（介護予防通所介護に関する特例）

14 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、指定居宅サービス等基準規則第72条の2第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「条例第69条の2」とあるのは「指定介護予防サービス等基準条例附則第4項の規定において準用する条例第69条の2」と、第75条第5号中「第79条において準用する第29条第1項」とあるのは「附則第14項の規定において準用する山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第72条の2第1項」と、前項中「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第29号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）」とあるのは「指定居宅サービス等基準規則」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則に2項を加える改正規定（第14項に係る部分に限る。）は、同年5月1日から施行する。

（介護予防訪問介護に関する経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規

定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法（以下「法」という。）第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、この規則による改正前の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条から第36条までの規定は、なおその効力を有する。

- 3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第3条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を受けている場合について準用する。この場合において、旧規則第3条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「当該第1号訪問事業」と、「又は指定訪問介護」とあるのは「又は当該第1号訪問事業」と読み替えるものとする。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

- 4 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、旧規則第4条から第9条まで（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第10条（第79条において準用する場合に限る。）、第11条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第12条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第14条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第16条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第18条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第19条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第24条から第28条まで（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第29条第2項（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第30条（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第69条から第82条まで、第120条第4項及び第122条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第79条中「第30条まで」とあるのは「第28条まで、第29条第2項、第30条」と、第82条中「第30条まで」とあるのは「第28条まで、第29条第2項、第30条」と読み替えるものとする。

- 5 この規則の施行の日から附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第28条まで（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第29条第2項（第79条及び第82条において準用する場合に限る。）、第30条」とあるのは「第30条まで」と、「有する。この場合において、第79条中「第30条まで」とあるのは「第28条まで、第29条第2項、第30条」と、第82条中「第30条まで」とあるのは「第28条まで、第29条第2項、第30条」と読み替えるものとする」とあるのは「有する」と読み替えるものとする。

- 6 附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第69条第1項第3号の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を受けている場合について準用する。この場合において、旧規則第69条第1項第3号中「指定通所介護事業者」とあるのは「第1号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」と、「指定通所介護の事業」とあるのは「当該第1号通所事業」と、「又は指定通所介護」とあるのは「又は当該第1号通所事業」と読み替えるものとする。

- 7 附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第80条第1項第3号の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧規則第80条第1項第3号中「基準該当通所介護の事業」とあるのは「第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」と、「又は基準該当通所介護」とあるのは「又は当該第1号通所事業」と読み替えるものとする。

（受託介護予防サービス事業者への委託に関する特例）

- 8 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係るこの規則による改正後の山形県指定介

護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第169条第2項の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。この場合において、改正後の規則附則第13項中「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）」とあるのは「整備法」と読み替えるものとする。

- 9 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）第137条第1項に規定する受託介護予防サービス事業者が旧指定介護予防訪問介護又は旧指定介護予防通所介護を行う事業者である場合にあっては、改正後の規則第169条第3項中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「整備法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「旧指定介護予防訪問介護」という。）、指定介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「旧指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは旧指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは旧指定介護予防通所介護」とする。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に、「必要な」を「助言その他の必要な」に改める。

第47条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1項第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する」を「又は第175条第2項第1号に規定する」に改め、同項第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条」を「第63条又は第171条」に改め、同条第2項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第55条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例第40条第3項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第59条中「から第30条まで、第32条」を削り、「、第40条」を「及び第40条」に改め、「及び第53条」を削り、「第53条第6号」を「第31条第6号」に改め、「、第53条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第62条中「から第30条まで、第32条」及び「、第53条」を削る。

第68条第1項中「第55条第1項から第3項まで」を「第55条第1項、第2項及び第4項」に、「第3項中」を「第4項中」に改め、同条第2項中「第55条第4項」を「第55条第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第18号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第77条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する」を「又は第175条第2項第1号に規定する」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条」を「第63条又は第171条」に改める。

第88条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「に規定する」を「又は第175条第2項第2号ハに規定する」に改める。

附則第4項の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 共同生活住居と同一敷地内に存する病院の精神病床の減少を伴うものであること。

附則第5項中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改める。

附則第7項の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同項中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に、「附則第3項」を「附則第4項」に改め、「入所施設又は」を削る。

附則第8項の見出し中「地域移行型ホーム」を「地域移行支援型ホーム」に改め、同項中「地域移行型ホーム事業者」を「地域移行支援型ホーム事業者」に、「必要な」を「地域移行推進協議会から必要な」に改める。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

9 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずるものとして知事が特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に指定を受けている山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年3月県条例第22号）附則第2項に規定する地域移行型ホーム事業者については、この規則による改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則附則第4項から第9項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正す

る。

別表中	土練機	30分	510円	を
	エックス線回折装置	30分	1,560円	

土練機	30分	510円	に、
-----	-----	------	----

熱膨張計	1時間	680円	を
------	-----	------	---

熱膨張計	1時間	680円	に改める。
サブミクロンフォーカス エックス線検査装置	30分	2,140円	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第20号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中	50平方メートル	94,700円	を
----------	----------	---------	---

50平方メートル	94,700円	に改め、同表の備考中「それぞれ」を「面積
30平方メートル	56,800円	
20平方メートル	37,900円	

が30平方メートルの研究室にあっては1,800円に、面積が20平方メートルの研究室にあっては1,200円に、それぞ

れ」に改め、同表第2項の表中	超音波顕微鏡	2,100円	を
	円偏光二色性測定装置	5,340円	

超音波顕微鏡	2,100円	に、
--------	--------	----

集束イオンビーム装置	9,720円	を
フーリエ変換核磁気共鳴装置	19,140円	

集束イオンビーム装置

9,720円 に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第21号**山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則（平成18年7月県規則第90号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（委任）

第2条 次に掲げる事務は、校長に委任する。

- (1) 条例第9条の規定による授業料、寮使用料及び入校料（以下「授業料等」という。）の免除又はその徴収の猶予（以下「免除等」という。）に関すること。
- (2) 条例第10条の規定による寮使用料の還付に関すること。

第3条及び第4条中「第8条」を「第9条」に改める。

第5条第1項中「第8条」を「第9条」に、「授業料の」を「授業料又は寮使用料の」に、「授業料免除（徴収猶予）理由消滅届」を「授業料（寮使用料）免除（徴収猶予）理由消滅届」に改め、同条第2項及び第3項中「授業料」を「授業料又は寮使用料」に改める。

第6条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。

別記様式第1号中「入校料」を「寮使用料、入校料」に改める。

別記様式第3号中「授業料免除（徴収猶予）理由消滅届」を「授業料（寮使用料）免除（徴収猶予）理由消滅届」に、「授業料に」を「授業料（寮使用料）に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表農業大学校長の項委任事項の欄第2項第1号イ中「第8条」を「（以下この項において「条例」という。）第9条」に、「及び入校料の全部若しくは一部」を「、寮使用料及び入校料」に改め、同号に次のように加える。

- ロ 条例第10条の規定による寮使用料の還付に関すること

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第22号**風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則**

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月県規則第32号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第23号**山形県道路占用規則の一部を改正する規則**

山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「、灰皿」を削り、同号を同項第9号とし、同項第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年4月1日以後において許可をした道路の占用に係る占用料について適用し、同日前に許可をした道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第256号

昭和49年10月県告示第1427号（騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項第2号中「保育所」を「保育所及び幼保連携型認定こども園」に改める。

山形県告示第257号

山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）第3条第2項の規定により、山形県立自然博物館の施設及び設備のうちネイチャーセンターの開館時間を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 開館時間
午前9時から午後5時まで
- 2 適用期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第258号

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号。以下「条例」という。）第8条第2項の規定により、山形県志津野営場の休場日及び利用時間を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 休場日
11月1日から翌年の5月31日までの日（4月1日から5月31日までの間で条例第2条第1項の許可を受けた者が使用する日を除く。）
- 2 利用時間
午前10時から翌日の午前10時まで
- 3 適用期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第259号

山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）第10条第2項の規定により、山形県志津野営場の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

名 称	利 用 料 金
第1 テントサイト	1 区画 1 泊につき 1,000円
第2 テントサイト	テント 1 張り 1 泊につき 500円

2 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

山形県告示第260号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号）第8条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの休館日を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第261号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

名 称	利 用 料 金 の 額			
	午前9時から午後0時 30分までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時30分から午後 9時までの間	左記の時間帯全て
学 習 室	2,060円 (1時間当たり590円)	2,360円 (1時間当たり590円)	2,060円 (1時間当たり590円)	5,830円
保育設備付 き 学 習 室	840円 (1時間当たり240円)	960円 (1時間当たり240円)	840円 (1時間当たり240円)	2,370円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室又は保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第262号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
片 平 真 佐 子	国立病院機構山形病院	山形市行才126番2号
小 林 和 夫	国立病院機構山形病院	山形市行才126番2号
佐 藤 裕 康	国立病院機構山形病院	山形市行才126番2号
丹 治 治 子	国立病院機構山形病院	山形市行才126番2号
東 海 林 佳 兼	国立病院機構山形病院	山形市行才126番2号
赤 羽 武	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
阿 彦 友 佳	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
安 孫 子 正 美	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
荒 引 剛	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
井 汲 陽 祐	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
石 田 博 美	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
江 川 明 見	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
遠 藤 早 紀	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
大 竹 悟 史	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
大 嶺 開 人	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
加 藤 重 彦	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
公 平 瑠 奈	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
斎 藤 彰 治	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
齋 藤 彩	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
齋 藤 達	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地

坂井孝成	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
櫻田京子	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
佐藤多未笑	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
佐藤裕人	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
佐藤将人	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
杉山元康	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
鈴木耕太郎	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
鈴木佑弥	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
瀬尾伸夫	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
瀬尾亮太	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
竹内章夫	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
多田圭佑	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
田村智	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
永沢倫	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
中島康介	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
中村健	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
沼田綾	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
根元琢磨	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
法岡遼平	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
早坂一希	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
林啓一	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
深瀬龍	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
前原菜美子	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
真島佑介	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地

三浦啓暢	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
森野一真	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
山口祐樹	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
山田佳世	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
横川裕大	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
吉澤和哉	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
若林花梨	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
渡部賢	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
渡邊千尋	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
渡辺智之	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
篠田重男	篠田総合病院	山形市桜町2番68号
柴田陽光	篠田総合病院	山形市桜町2番68号
岩間莉伊奈	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
中澤雄一	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
横山智	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
立澤宰	山形厚生病院	山形市大字菅沢鬼越255番地
大泉俊英	大島医院	山形市桜田西四丁目1番14号
三井浩子	大島医院	山形市桜田西四丁目1番14号
福原宗久	TFメディカルクリニック	山形市嶋北三丁目1番11号
三條篤史	花楸やすらぎクリニック	山形市花楸一丁目3番1号
妻沼到	ブレインクリニック妻沼	山形市嶋南二丁目7番3号
松田剛	まつだクリニック	山形市桧町二丁目11番15号
山田正枝	緑町山田病院	山形市緑町三丁目2番51号
横山和則	大野目クリニック	山形市大野目三丁目6番22号

鈴木 朱美	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
星 宣次	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
大隅 悦子	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
今井 尚志	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
菅 藤 哲	山形徳洲会病院	山形市清住町二丁目3番51号
高橋 憲幸	日本海総合病院	酒田市あきほ町30番地

山形県告示第263号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医師氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
徳 永 正 靱	山形市木の実町10番17号 とくなが整形外科医院	山形市木の実町10番17号 とくなが整形外科医院 山形市大字山寺1973-335 介護老人保健施設サニーヒル山寺	平成26年12月25日
二藤部 丈 司	山形市桜町2番68号 篠田総合病院	山形市桜町2番68号 篠田総合病院 山形市大字松原488番18号 にとうべ内科	平成26年12月25日

山形県告示第264号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医師氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
寺 島 賢 二 郎	寺 島 医 院	長井市歌丸1135

山形県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人福祉グループコアアラムがた県央	特定非営利活動法人福祉グループコアアラムがた県央 天童市東本町三丁目2番45号	訪問介護	平成27. 2. 23
株式会社東北福祉サービス	月あかり神町 東根市神町北四丁目2番3号	通所介護	同 2. 27
大和メディカル株式会社	樫の木薬局元木店 山形市元木二丁目7番25号	居宅療養管理指導	同 3. 4

山形県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
大和メディカル株式会社	樫の木薬局元木店 山形市元木二丁目7番25号	介護予防居宅療養管理指導	平成27. 3. 4

山形県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人オープンハウスひまわり	デイサービス オープンハウスひまわり 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原乙583番3	通所介護	平成27. 2. 22
株式会社アドヴァンスケア	月あかり 名取 村山市大字名取447番地の1	通所介護	同 2. 28
株式会社アドヴァンスケア	月あかり 神町 東根市神町北四丁目2番3号	通所介護	同

山形県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人オープンハウスひまわり	デイサービス オープンハウスひまわり 北村山郡大石田町大字大石田字上ノ原乙 583番3	介護予防通所介護	平成27. 2. 22

山形県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社きぼう 山形市江南四丁目1番37号	グループホーム 江南 山形市江南二丁目10番4号	共同生活援助	平成27. 2. 26

山形県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
一般社団法人山形地域福祉サポート協会 東根市中央二丁目11番2号	相談支援センターいぶる 東根市中央二丁目11番2号	平成27. 2. 1

山形県告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
特定非営利活動法人たんぼぼ作業所 新庄市堀端町7番40号	たんぼぼ作業所 新庄市堀端町7番40号	就労継続支援（B型）	10名	平成27. 4. 1

山形県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人オープンハウスこんべいとう 新庄市住吉町1番12号	居宅介護支援事業所「かざぐるま」 新庄市住吉町1番12号	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平成27. 3. 31

山形県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あんず	介護サービスあんず 南陽市島貫610番地の4	訪 問 介 護	平成27. 3. 12

山形県告示第274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社アエル	ウェルリンク白鷹 西置賜郡白鷹町大字十王4615番地	居 宅 介 護 支 援	平成27. 3. 10

山形県告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あんず	介護サービスあんず 南陽市島貫610番地の4	介 護 予 防 訪 問 介 護	平成27. 3. 12

山形県告示第276号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中 「 5,060円 」 を 「 5,100円 」 に、

マイクロフォーカスエックス線検査	1 試験 1 試料	3,480円
------------------	-----------	--------

を

マイクロフォーカスエックス線検査	1 試験 1 試料	3,480円
サブミクロンフォーカスエックス線検査	1 試験 1 試料	4,050円

に改める。

山形県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 貫見間沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字沼山字林中827番6から 同 ウトヤシキ62番2まで	旧	9.8メートル ） 4.6	メートル 211
同 上	新	14.9メートル ） 7.9	同 上

山形県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 貫見間沢線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字沼山字林中827番6から
同 ウトヤシキ62番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

山形県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
	最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1397番1から 同 1429番まで	旧	31.5メートル } 10.0	259メートル
同	上	新	33.0メートル } 12.0	同 上

山形県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大石田畑線
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字平ノ下1397番1から
同 1429番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

山形県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 南陽川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
	東置賜郡川西町大字中小松字北田仲2541番から 同 2534番まで	旧	35.4メートル } 16.4	165メートル
	東置賜郡川西町大字中小松字北田仲2541番から 同 上まで	新	35.4メートル } 22.0	10メートル

山形県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 檜下高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡高島町大字二井宿字筋3996番1から		旧	60.8メートル	334メートル
同 宿1957番まで			15.6	
東置賜郡高島町大字二井宿字筋3996番1から		新	30.8メートル	10メートル
同 上まで			30.6	

山形県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡小国町大字西字稲場下166番11から		旧	15.3メートル	22メートル
同 赤坂二116番4まで			11.7	
同	上	新	15.7メートル	同上
			11.7	

山形県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成27年3月20日から同年4月2日まで縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字西字稲場下167番38から
同 166番11まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

山形県告示第285号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市北部
- 2 公共測量を実施した期間
平成26年9月8日から平成27年2月27日まで
- 3 作業の種類
公共測量（水準測量）

山形県告示第286号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、県土整備部県土利用政策課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更内容
山形県土地利用基本計画図に係る都市地域の拡大及び森林地域の縮小
- 2 変更に係る市
山形市、酒田市及び上山市

山形県告示第287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 山形広域都市計画道路事業
(2) 名 称 3・2・7号十日町双葉町線、3・3・6号山形停車場医学部線及び3・4・8号美畑天童線
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成10年5月29日から平成30年3月31日まで

山形県告示第288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
寒河江市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 寒河江市都市計画道路事業
(2) 名 称 3・4・8号山西米沢線
- 3 変更の内容
(1) 事業地の変更
イ 収用の部分 平成24年2月県告示第115号の事業地のうち、寒河江市大字寒河江字内の袋地内において事業地を変更する。
ロ 使用の部分 なし
(2) 事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成24年2月7日から平成28年3月31日まで

山形県告示第289号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 鶴岡都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・3号羽黒橋加茂線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
平成27年3月12日 東北地方整備局告示第31号

山形県告示第290号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 寒河江都市計画道路事業
 - (2) 名 称 3・4・11号柴橋日田線
- 2 施行者の名称
山形県
- 3 事務所の所在地
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号
平成27年3月12日 東北地方整備局告示第32号

山形県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ガニ沢	別紙図面のとおりに	土石流
西ノ俣沢	別紙図面のとおりに	土石流
裏堀沢	別紙図面のとおりに	土石流
寺沢	別紙図面のとおりに	土石流
大沢川	別紙図面のとおりに	土石流

越中里沢	別紙図面のとおり	土石流
------	----------	-----

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

山形県告示第292号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ガニ沢	別紙図面のとおり	土石流
西ノ俣沢	別紙図面のとおり	土石流
裏堀沢	別紙図面のとおり	土石流
寺沢	別紙図面のとおり	土石流
大沢川	別紙図面のとおり	土石流
越中里沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

山形県告示第293号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 休館日

- (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

山形県告示第294号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から午後 0時30分までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後5時30分から 午後9時までの間	左記の時間帯全て
センター (山形県緑 町庭園文化 学習施設を 除く。)	ホール	6,160円	8,800円	9,240円	24,200円
	第1研修室	2,630円 (1時間当たり 750円)	3,760円 (1時間当たり 940円)	3,940円 (1時間当たり 1,120円)	9,290円
	第2研修室	1,450円 (1時間当たり 410円)	2,080円 (1時間当たり 520円)	2,180円 (1時間当たり 620円)	5,130円
	第3研修室	510円 (1時間当たり 140円)	730円 (1時間当たり 180円)	760円 (1時間当たり 210円)	1,800円
	第4研修室	510円 (1時間当たり 140円)	730円 (1時間当たり 180円)	760円 (1時間当たり 210円)	1,800円
	第5研修室	1,310円 (1時間当たり 370円)	1,880円 (1時間当たり 470円)	1,970円 (1時間当たり 560円)	4,640円
	特別会議室	3,510円 (1時間当たり 1,000円)	5,020円 (1時間当たり 1,250円)	5,270円 (1時間当たり 1,500円)	12,420円
	和室研修室	1,160円 (1時間当たり 330円)	1,670円 (1時間当たり 410円)	1,750円 (1時間当たり 500円)	4,120円
センター (山形県緑 町庭園文化 学習施設に 限る。)	多目的ホール	1,200円 (1時間当たり 340円)	1,720円 (1時間当たり 430円)	1,800円 (1時間当たり 510円)	4,240円

備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

(2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	3,350円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1台	200円
	びょうぶ	1双	1,030円
	所作台	1台	200円
	平台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ	1枚	100円
	地がすり	1張	300円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
舞台照明設備	第1 ボーダーライト	1列	510円
	第2 ボーダーライト	1列	510円
	シーリングライト	1列	1,030円
	アッパーホリゾンライト	1列	730円
	ロアーホリゾンライト	1列	730円
	第1 サスペンションライト	1列	1,030円
	第2 サスペンションライト	1列	1,030円
	スポットライト	1台	510円
	フットライト	1列	300円
	ステージライト	1台	150円
	ミラーボール	1台	330円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テープデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,080円
	データプロジェクター	一式	760円
	カラーテレビカメラ	1台	1,560円
	16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,080円
	16ミリ映写機（350ワット）	1台	1,030円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,030円
	マイク（ホール用）	1本	300円
	監視カメラ	一式	1,880円
	スライド映写機（550ワット）	1台	1,030円
	スライド映写機（350ワット）	一式	1,030円
	スライド映写機（250ワット）	1台	830円
	映像会議装置	一式	3,660円
	資料提示装置（特別会議室用）	1台	1,350円
	資料提示装置（視聴覚制御室用）	1台	1,030円
	ビデオ録画装置	一式	1,350円
	携帯用ビデオカメラ	1台	510円
	モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	510円
ビデオデッキ	1台	300円	
ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	300円	
ブルーレイディスクプレーヤー	1台	300円	

	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,030円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1台	510円
	ワイヤレスマイクセット	一式	300円
同時通訳設備	同時通訳設備（ホール用）	一式	14,500円
	同時通訳設備（特別会議室用）	一式	10,900円
	受信機	1台	100円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1時間当たりの金額
ホール	650円
第1研修室	250円
特別会議室	250円

2 適用期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

議 会 関 係

規 則

山形県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県議会議長 鈴木 正 法

山形県議会規則第1号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

山形県議会 議会改革推 進会議	議会基本条例案の策定 及びその他議会改革に 関する協議	全議員	議長
山形県議会 広報・広聴 委員会	議会広報・広聴のあり 方についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員長

を

山形県議会 広報・広聴 委員会	議会広報・広聴のあり 方についての協議	議長が指名 する議員	広報・広聴委員長
-----------------------	------------------------	---------------	----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会関係**規 則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

山形県公安委員会

委員長 小林 由紀子

山形県公安委員会規則第4号**山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則**

山形県警察職員の定数の配分に関する規則（昭和34年9月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官				そ の 他 員 の 職 員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	計			
警 察 本 部	59人	95人	476人	630人	216人	846人	警部補の総数は556人と し、巡査部長の総数は 576人とする。
警 察 署	31人	88人	1,249人	1,368人	121人	1,489人	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年3月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度債務負担行為工事ダム整備事業最上小国川流水型ダム堤体工事 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県県土整備部河川課ダム整備管理担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2616
- 落札者を決定した日 平成27年2月5日
- 落札者の名称及び所在地
前田・飛島・大場特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
- 落札金額 3,234,600,000円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年11月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成27年2月に実施した平成26年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成27年3月20日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関6箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
職 員 育 成 セ ン タ ー	平成27年2月26日	坂本委員	会田委員
谷 地 高 等 学 校	平成27年2月26日	坂本委員	会田委員
山 形 西 高 等 学 校	平成27年2月26日	坂本委員	会田委員
村 山 特 別 支 援 学 校	平成27年2月26日	児玉委員	加藤委員
図 書 館	平成27年2月26日	児玉委員	加藤委員
内 陸 食 肉 衛 生 検 査 所	平成27年2月26日	児玉委員	加藤委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 職員育成センター

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

山形県総合研修センター非常用放送設備更新工事

契約金額 2,376,000円

要契約保証金 237,600円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(村山特別支援学校)

(ロ) 月の全日数にわたり通勤実績のない職員に対して通勤手当を支給したため返納を要するものがある。

(職員育成センター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県教育委員会委員長から平成27年1月30日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年3月20日

山形県監査委員 坂 本 貴 美 雄
 山形県監査委員 児 玉 太
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
村山教育事務所	予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。	切手残高を適切に把握するため、毎月行っている切手の枚数確認を、更に金額を含めて複数人でチェックすることとした。 また、事業の実施予定と切手使用の適正な見込を立て、計画的に切手を購入することとした。
ゆきわり養護学校	予算の計画的・効率的な執行がなされていないものがある。	切手の在庫管理について、月ごとの使用実績と前年の使用実績を踏まえ、適切な予測のもとに、事務主任者と業務管理者が協議のうえ発案し、適正量の購入に努めることとした。

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
平成27年3月20日

山 形 県 収 用 委 員 会
会 長 浜 田 敏

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道112号改築工事（霞城改良・山形県山形市旅籠町一丁目地内から同市城北町一丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等
所在：山形県山形市大手町

地 番	地 目		公簿上の面積（㎡）	実測面積（㎡）	収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況			
192番	溜池	公衆用道路	26	29.99	29.99

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	持 分	住 所
大道寺定外十四人持		不明
又は		
早 川 マ ツ	15分の1	不明
拓 殖 マ ス	15分の1	不明
澤 田 熊 八 郎	15分の1	不明
黒 柳 恵 太 郎	15分の1	不明

芝 辻 保 平	15分の1	不明
浦 山 長 作	15分の1	不明
宮 本 覚 郎	15分の1	不明
井 上 一	15分の1	不明
町 田 安 治	15分の1	不明
山 崎 喜 一	15分の1	不明
坂 部 金 次 郎	15分の1	不明
丁 野 力 太 郎	15分の1	不明
渥 美 柚 太 郎	15分の1	不明
杉 浦 米 三 郎	15分の1	不明
高 橋 シ ウ	15分の1	不明
又は		
會 田 幸 彌	4分の1	山形市大手町10番15号
佐 藤 義 則	4分の1	山形市城西町二丁目 2番56号
鈴 木 徳 一	4分の1	埼玉県飯能市美杉台四丁目10番地 2
田 中 義 夫	4分の1	山形市大手町10番14号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した日
平成27年 3月10日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成27. 2. 10	第2620号	152	31	平成27年 2月 6日	平成27年 2月10日